

ICT セミナーを活用した移住・子育て等情報発信業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 業務名称

ICT セミナーを活用した移住・子育て等情報発信業務

(2) 目的

上市町では人口の増加を目指すため、若い世代の移住を促進し、社会増加及び自然増加に繋げる取り組みを行っています。今後、更に人口の社会増加を進めるため、ICT セミナーを活用し、SNS 等での移住や子育て等に関する情報発信の強化を図り、地域における情報発信者を増やし、町の認知度向上、関係人口拡大及び移住促進を目的とします。

(3) 内容

別紙「ICT セミナーを活用した移住・子育て等情報発信業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

2 委託料上限額

委託料は 999,900 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

3 契約の方法

(1) 契約締結候補者の選定方法

価格のみによる競争では本業務の目的が達成できないため、プロポーザル方式によって契約締結候補者を選定します。

(2) 契約事業者の決定

契約締結候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該候補者を契約事業者に決定し、随意契約を締結します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

ア 当該業務を適切に実施できる法人であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 国及び地方公共団体等において指名停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

カ 法人税、消費税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

キ その他、契約者として適切であると認められる者であること。

ク 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成員は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。

（ア） 構成員は、上記ア～クのすべての要件を満たしていること。

（イ） 構成員間で共同企業体に関する協定を締結し、代表の構成員を選定のうえ、その他の構成員が代表構成員に次の事項に関する権限を委任していること。

① 本プロポーザル及び見積りに関する権限

② 契約締結に関する権限

③ 委託料の請求及び受領に関する権限

5 スケジュール

令和 7 年 3 月 19 日（水）	公募開始（本町ホームページに掲載）
26 日（水）	質問の提出期限
28 日（金）	質問に対する回答
4 月 7 日（月）	企画提案書受付開始
18 日（金）	企画提案書提出締切
24 日（木）	プレゼンテーション審査
5 月 1 日（木）まで	審査、審査結果通知
5 月中旬まで	契約締結、業務開始

6 質問・回答

質問がある場合は、質問書兼回答書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付し、提出期限までに提出先へ送信してください。

なお、電子メールの件名は「ICT セミナーを活用した移住・子育て情報発信業務委託に関する質問（提出者名）」とし、電子メール送信後は、電話にて到着確認を必ず行ってください。

また、質問受付期間以外の質問及び口頭による質問は受け付けません。

(1) 提出先

上市町企画課 事務担当 杉本

TEL：076-472-2473

E-mail：k.kikaku@town.kamiichi.toyama.jp

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 26 日（水）午後 5 時まで（必着）

(3) 質問書到着確認の電話受付

月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（但し、祝日を除く。）

(4) 回答方法

令和 7 年 3 月 28 日（金）までに質疑書兼回答書（様式第 1 号）による回答を質問提出者へ E-mail で送信し、併せて質問者匿名で本町ホームページに掲載します。

7 応募方法

(1) 提出書類

次の書類のうち、ア～オは正本 1 部、カ～クは正本 1 部、副本 4 部提出してください。

ア 応募申込書・単独事業者（様式第 2-1 号）
・共同企業体（様式第 2-2 号）

イ 誓約書（様式第 3 号）

ウ 登記簿謄本又は登記事項証明書等

エ 事業者概要書（様式第 4 号）

オ 共同企業体協定書（様式任意）の写し
共同企業体の場合のみ提出すること。

カ 受託実績書（様式第 5 号）

キ 企画提案書（様式任意）
実施体制図、工程表を含むこと。

ク 見積書（様式任意）
見積金額は税込額とし、消費税等内訳が分かるよう記載すること。

※ 令和 7 年度の上市町競争入札参加資格者名簿に登録のある者については、上記ウ、エの提出を省略することができます。

※ 共同企業体の場合、上記イ～エはすべての事業所分を提出してください。

(2) 提出先及び問合せ先

上市町企画課 事務担当 杉本
〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺 1 番地
TEL : 076-472-2473
E-mail : k.kikaku@town.kamiichi.toyama.jp

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 5 時まで（必着）

(4) 受付時間

月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(5) 提出方法

提出書類を持参又は簡易書留で郵送してください。

なお、持参される場合は、事前に上市町企画課事務担当へ日時をご連絡ください。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

本町職員で構成する審査委員会が企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、審査員の評価点数の合計が最高得点であった提案者を契約締結候補者に決定します。

ただし、審査での得点が、評価点合計の5割を満たさなかった場合は、最高得点であっても契約締結候補者としません。

(2) プレゼンテーション

場 所 上市町役場 第1会議室

日 時 令和7年4月24日（木） 午後1時30分から

提案時間 プレゼンテーション20分、選定委員からの質疑10分

各提案者の開始時刻は、プレゼンテーションの前日までにご連絡いたします。

その他 ・提案者の出席は3名以内とし、プレゼンテーションに必要な機器を持参してください。ただし、プロジェクターと投影用スクリーンは、本町が用意いたします。

(3) 審査基準

項 目	配 点
① 業務の実施体制、業務遂行の技術力	20
② 類似業務の実績	10
③ 業務目的の理解度、企画提案の有効性と実現可能性	40
④ 実効性のある業務工程	10
⑤ 見積額	20
評価点合計	100

※ 審査内容は非公開とします。

9 審査結果

審査結果は、令和7年5月1日（木）までに全応募者へ通知します。

なお、審査結果の通知は、評価の結果、契約締結候補者として決定された事実を通知するものであり、本業務の委託事業者として決定したものではありません。本通知後、本町と契約締結候補者との間で契約締結に向けた内容（仕様及び契約金額等）の協議を行います。

10 契約方法

審査で決定した契約締結候補者と本町で契約内容（仕様及び契約金額等）の詳細について協議を行った上で、随意契約を締結いたします。

したがって、契約内容については、採択された企画提案から変更が生じる場合があります。

11 留意事項

- ・本業務は、財源として令和7年度の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して実施するものであることから、契約等の手続きは同交付金の交付決定後に行います。同交付金が交付されない場合には、事業内容、予算を見直すことがあります。
- ・企画提案については1社につき1提案とし、提出後の記載内容の変更は認めません。
- ・企画提案が本実施要項に適合していない場合は、失格とします。
- ・企画提案に関して、談合等の不正行為があった場合や審査の公平性を害する行為があった場合、著しく審議に反する行為等があったと審査委員会が認めた場合は、失格とします。
- ・応募者が1社であった場合でも、本プロポーザル（プレゼンテーション審査）を実施し、本実施要綱に定める審査方法に従って契約締結候補者を決定します。
- ・企画提案書は任意の様式とし、A4判、片綴じ、横書き、片面印刷とします。A3判を用いる場合は、A4に折り込んでください。
- ・提出書類の様式は、本町ホームページからダウンロードしてください。
- ・本業務の提案に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- ・国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となります。
- ・提出書類等の内容について、必要により関係機関に照会する場合があります。
- ・提出書類は返却しません。なお、提出書類は、上市町情報公開条例に基づき開示等を行う場合があります。
- ・提案書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。